

「シンガポール・湾岸諸国会議、自由貿易協定(FTA)締結」

～シンガポール産品に対する湾岸諸国会議諸国側の関税免除対象は、
地場輸出額ベースで現在の10%から99%に拡大～

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

12月15日、シンガポール政府と中東の「湾岸協力会議(=GCC)※」は、「GCC・シンガポール自由貿易協定(GSFTA、以下、GCC・シンガポールFTA)」に調印した。本協定は、2年前の2007年1月に交渉が開始され、4回の交渉を経て、2008年1月31日に基本合意がなされていたものである。今後、湾岸協力会議各国の国内批准作業を経て発効する。なお、本協定の詳細はまだ発表されていない。

※ 湾岸協力会議=バーレーン、クエート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)の中東・ペルシャ湾の6カ国が加盟する地域経済協力機構。正式名称は、Cooperation Council for the Arab States of the Gulf(=GCC)。

シンガポールにとって湾岸協力会議諸国は、マレーシア、中国、米国、インドネシア、日本、香港に次ぐ、7番目に大きな貿易相手国である。2007年のシンガポールからGCCへの輸出額は75億シンガポール・ドル、シンガポールのGCCからの輸入額は348億シンガポール・ドルとなっている。シンガポールは、中東のヨルダンとは2004年にFTAを締結している。

本協定による物品関税の引き下げ

1. 湾岸協力会議諸国側の関税引き下げ

現在、シンガポールから湾岸協力会議諸国への地場輸出額(※)の10%に当る品目の関税が無税となっている。今回の自由貿易協定発効後は、関税撤廃対象となる品目は、現状のシンガポールからの地場輸出額の99%に拡大される。これは2007年の地場輸出額ベースで31億シンガポール・ドルに相当する。関税引き下げの詳細スケジュールは、まだ発表されていない。

※ 地場輸出=Domestic Export。シンガポールの輸出(Total Exports)のうち、荷を積み換えただけで輸出するものを再輸出(Re-Exports)という。輸出から再輸出を引いたものが地場輸出である。

2. シンガポール側の関税引き下げ

シンガポール側は、自由貿易協定発効後、湾岸協力会議諸国からの全ての輸入品について関税を撤廃する。

3. 原産地規則 (ROO : Rules of Origin)

GCC・シンガポールFTAの対象品目となるためには「現地での付加価値率35%以上の付加価値基準」を満たす必要がある。ASEANと他国とのFTAにおける原産地規則では「付加価値率40%以上」が適用されるケースが多い。今回のFTAは、それより緩やかな規則となっている。

物品関税の引き下げにより予想される「在シンガポール企業へのインパクト」

1. シンガポールから湾岸協力会議諸国への輸出取引

関税引き下げにより、シンガポール企業が湾岸協力会議諸国に輸出するビジネスチャンスは拡大する。シンガポールを原産国とする製品が対象となるため、シンガポールで製造拠点を有し、かつ湾岸協力会議諸国向けに製品を輸出する企業がその恩恵を享受できる。

シンガポール政府は、「通信、電気製品、電子部品、化学、宝飾品、機械、鉄鋼製品の輸出機会が拡大する」と見ている。

シンガポールの調査分析機関にヒアリングしたところ「湾岸協力会議諸国が現在のシンガポールの地場輸出額の99%の関税を撤廃するインパクトは大きい。どのようなスケジュールで関税下げが進むかが注目される。湾岸協力会議諸国のうちシンガポールからの輸出額が最も大きいのはアラブ首長国連邦(UAE)向けで53億シンガポール・ドル、これにサウジアラビアの13億シンガポール・ドルが続く。日系企業でシンガポールにおいて、機械部品や化学品の製造、エンジニアリング関連事業を行っている企業には、今回のFTAのメリットが期待できるかもしれない。なお、サウジアラビアについては、シンガポールからの最大の輸出品目は、建設機械部品である。」とった回答が得られた。

また、食品業界についても、シンガポールで生産し、湾岸協力会議諸国に輸出する機会が拡大すると見られている。今回のFTAには、イスラム教徒向け食品のハラール認定基準について、湾岸協力会議諸国がシンガポールの基準との調和を図ることが盛り込まれている。

2. 湾岸協力会議諸国からシンガポールへの輸出取引

湾岸協力会議諸国からシンガポールへの輸出取引の94%は、石油および石油関連製品である。シンガポール側の関税は元々低いため、本協定による関税引き下げの影響は少ないとみられる。

外資規制の緩和

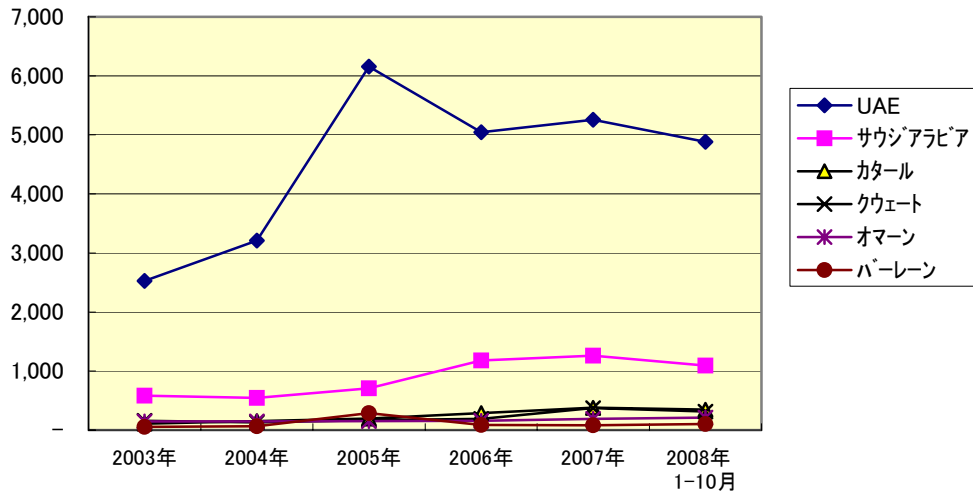
本FTA成立後、湾岸協力会議加盟国の一部は、シンガポール政府が要望している「建設サービス業、物流業、病院」セクターについて、外資規制を緩和する見込みである。

【シンガポールから湾岸協力会議諸国への輸出額推移】 (100万シンガポール・ドル)

	UAE	サウジアラビア	カタール	クウェート	オマーン	バーレーン	合計
2003年	2,528	586	109	156	146	55	3,578
2004年	3,211	545	154	130	147	65	4,251
2005年	6,155	708	194	169	149	286	7,660
2006年	5,048	1,179	288	192	158	88	6,952
2007年	5,256	1,264	379	374	188	81	7,542
2008年1-10月	4,881	1,092	349	316	213	102	6,953

(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

【シンガポールから湾岸協力会議諸国への輸出額推移】
(100万シンガポール・ドル) ～UAE、サウジアラビアが主要な輸出先～



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

本レポートに関するお問い合わせ先:

国際企画部CIBグループ 北村広明

E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

TEL: (東京)03-3240-7864

《 F T A 関連レポート 》

AREA Report 170 「ASEAN・インド・豪州におけるFTAの進行状況」 2008年6月18日

AREA Report 183 「中国・シンガポール二国間自由貿易協定(FTA)締結」 2008年10月31日

※本レポートは情報の提供を目的に作成したもので、売買の勧誘(当行が提供する商品・サービスの勧誘)を目的としたものではありません。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。